

# 南フランス地方の柔道実態と特徴的プロジェクト：マルセイユ市を拠点に

濱田初幸<sup>1)</sup> Jean-Michel Lévêque<sup>2)</sup>

## Project on the state and characteristics of Judo in the south of France :Focusing on Marseilles

Hatsuyuki Hamada<sup>1)</sup> Jean-Michel Lévêque<sup>2)</sup>

### abstract

Focused on the city of Marseilles, the prefectural capital of the Bouches-du-Rhône prefecture, which is under the auspices of the Provence-Alpes-Côte d'Azur (PACA) in the south of France, we conducted fieldwork for an interview survey on the state of judo club activities and facilities, etc., and for a project characteristic of the region.

There are 699 Judo clubs in PACA, with 32,768 people registered. Eight clubs have 300 or more members, and the average membership for all clubs being 47. There are 1,279 clubs in the Kyushu region, with 22,668 members and an average club enrollment of 18 people.

Bouches-du-Rhône prefecture is home to 131 judo clubs with 11,088 members, the largest of which has an enrollment of 366 people. The average club has approximately 85 registered members. There are 175 clubs in Kagoshima prefecture, with 3,028 members and an average enrollment of approximately 17 people. The differences are striking, and the high rate of diffusion of judo into French provinces is very obvious. There are differences in the schooling and instructor qualification systems in Japan and France, which may have a strong relationship on the diffusion rate.

Dojo Régional Bougainville is a base for judo activities in PACA and Bouches-du-Rhône prefecture, possessing good transportation access and sufficient tatami space for matches, with appropriate tatami elasticity and thorough forethought having been given to safety. There are spaces for socializing and eating and drinking on the same floor, and as a venue for mental relaxation after training, it serves as an area where judo enthusiasts can feel at ease, providing stress relief and refreshing both mind and body. In future, it may act as a model case for the upgrading of facilities and construction of martial arts stadiums in provincial areas in Japan, with transportation access and facilities featuring areas for communication being essential to the propagation of judo.

In a project characteristic of Bouches-du-Rhône prefecture, judo classes are offered as an option at elementary education institutions. France's national "Contract Urban de Cohesion Social (CUCS)" policy enacted in 2006 saw the Ministry of Education, the French Judo Federation, and state elementary education institutions cooperate to adopt "Judo Ecole de la Citoyenneté" (School Judo) in 2008, with judo being accepted as an optional subject in elementary schools. In 2010, the Bouches-du-Rhône Prefectural Judo Association and the city of Marseille introduced School Judo as a joint project, and instruction leveraging the characteristics of judo has been reflected in an increase in the number of registered members.

**Keywords:** French Judo Number of Judo registrants Martial arts studio / Dojo Elementary school Judo Promotion method

---

<sup>1)</sup> 鹿屋体育大学 スポーツ・武道実践科学系

<sup>2)</sup> フランス柔道連盟 MASSILIA JUDO Club

## 要約

フランス南部にある Provence-Alpes-Côte d'Azur (PACA) に属する Bouches-du-Rhône 県の県庁所在地・マルセイユ市を拠点に、柔道の活動実態や施設等に関する聞き取り調査及びこの地域の特徴的なプロジェクトについてフィールドワークを実施した。

PACA には699団体の柔道クラブが存在、32,768人が登録、300人以上が登録するクラブが8団体、クラブの平均登録者数は約47人である。九州地方は1,279団体、22,668人が登録、団体平均登録者数は約18人である。

Bouches-du-Rhône 県は131団体の柔道クラブ、11,088人が登録、最大クラブは366人、クラブ平均登録者数は約85人である。鹿児島県は175団体、3,028人が登録、団体平均登録者数は約17人と大きな違いが見られ、フランス地方の柔道普及率の高さが浮き彫りになった。日仏両国間には学校制度や指導者資格制度に違いがあり、普及率に大きく影響していると考えられる。

PACA 及び Bouches-du-Rhône 県の柔道活動拠点になっている Dojo Régional Bougainville 柔道場は交通アクセス環境が整備され、試合昼間のスペースは十分保たれ、畳の弾性も適切で安全性への十分な配慮が見られた。同フロアには交流、飲食スペースが設置され、稽古後の精神的なリラクセス空間として柔道愛好者同士の安らぎの場となり、ストレスを発散させ心身のリフレッシュ効果をもたらしている。日本における地方の武道館建設や施設充実を図るためのモデルケースに成り得る存在で、今後、交通アクセスの整備、コミュニケーションの場を備えた施設が柔道普及に欠かせない要件になると捉えている。

Bouches-du-Rhône 県の特徴的プロジェクトの一つに、初等教育機関において選択制ながら柔道授業が開講されている。2006年にフランスの国家政策「社会結束都市契約 (CUSS)」が策定されたことから、2008年に文部省とフランス柔道連盟、政府初等教育機関が連携し「Judo Ecole de la Citoyenneté (学校柔道)」が採択され、「小学校選択授業」として柔道導入が認可された。2010年、Bouches-du-Rhône 県柔道連盟とマルセイユ市は合同連携事業として「学校柔道」を導入、柔道特性を活かした指導が登録者数拡大に反映されている。

キーワード：フランス柔道 柔道登録者数 武道館・柔道場 小学生の学校柔道 普及方法

### I. はじめに

近代オリンピック大会の創始者であるピエール・ド・クーベルタンを生んだフランスは、柔道が普及発展している強豪国として知られ、柔道大国と称される(吉田, 2004; 柏崎, 2010; 坂上, 2010)。2016年に開催されたリオ夏季五輪柔道競技国別メダル獲得数において、日本は12個を取得して最多国となったが、次いで獲得数が多かった国は5個のメダルを取得したフランスである(石井, 2016)。柔道競技最終日に最重量級において男女で金メダルを奪取したことは、柔道大国フランスを一層アピールする結果となった。特に最重量級男子で五輪2連覇を果たしたティエリ・リネール(世界選手権8大会連覇)の活躍は、柔道関係者以外からもその存在を広く知られるようになって

た。

フランス柔道活躍の背景には、国内における柔道人気の高さや教育的な価値を国民全体が高く評価していることが(齋藤, 2007)、要因として挙げられよう。フランス柔道連盟(以下、FFJDA)には5,500団体を超えるクラブが所属し、2015年で見ると登録人口は約580,000人に上り(FFJDA, 2015)、我が国の161,000人<sup>注1)</sup>をはるかに上回っている。この数値を国民総数から比較すると、日本の約6倍の登録人口を有することになる(溝口, 2015)。山口(2013)や宗岡(2014)は、今後の柔道発展を考える際には登録人口で世界有数の規模を誇り、リオ五輪に示されたように柔道強豪国でもあるフランスを含めた海外の制度や事例を参考にすべきであると述べている。

筆者は、2005年にフランス柔道調査のために留学した関係などから、この国の柔道家との親交が深まり、柔道指導を目的とした講習会「STAGE DE JUDO MASSILIA」を2011年から6年連続で実施している。開催場所は、フランス南部に位置する Provence-Alpes-Côte d'Azur（以下、PACA）である。

PACAは6県から構成されている地域圏（Région）で、当該 STAGE（以下、講習会）は、地中海に面した Bouches-du-Rhône 県のフランス第二の都市マルセイユ市を拠点に開催されている。

世界有数の柔道人口を有し、日本のライバルとして実力も人気も兼ね備えているフランス全体の組織や強化システム、日仏両国間の登録人口の比較に関する研究はこれまでも報告されているが（溝口ら、2005；橋本、2007；平沢ら、2008；山崎ら、2013）（図1）、地域圏や県単位に焦点を絞った地方の柔道界の実態調査に関する研究は稀有である。歴史、文化、慣習、学校制度、スポーツの社会的認知度、スポーツ法等が異なり、日仏両国間の比較に対して疑念を抱く研究者からの指摘も予測されるが、小規模な視点からの考察は我が国の地方柔道関係者にとって有効であり、身近な事例、情報として容易に理解でき、地方柔道の運営方法の改善や登録人口拡大に資する研究に繋がるのではないかと考える。

本研究ではフランス南部地域に位置する PACA に属する Bouches-du-Rhône 県、特にマルセイユ市を拠点に活動状況を調査し、その実態を掌握すると共にフィールドワークによって斬新な指導

法や情報、地域の特徴的なプロジェクトを観取、考察することによって新たな知見を提示し、登録人口減少化に苦慮している地方柔道界（中島、2012；木内、2016；永廣、2016）の普及発展に寄与することを目的とする。

## II. 本学と Bouches-du-Rhône 県との 交流経緯と背景

本研究調査期間中に開催された講習会は、マルセイユ市在住で3団体の柔道クラブで指導をしている、ジャン-ミッシェル・レベック氏（以下、レベック氏）が、2005年に FFJDA が制作した DVD『STAGE NATIONAL UCHI KOMI>par Hatsuyuki Hamada』を閲覧したことが契機となった。筆者の指導法を収録した DVD 閲覧後の2006年8月、レベック氏は単身で本学に初来訪、研究室で対面したことを嚆矢とする。

その後、レベック氏は単独またはチームリーダーとして PACA 及び Bouches-du-Rhône 県の柔道家達を引率して度々訪日、本学を拠点に大隅半島にある肝属地区柔道会・鹿屋市柔道協会・光武館等との柔道交流を継続している（表1）。その間、柔道を専攻する本学学生をマルセイユ市に招聘するプロジェクトを企画、ホームステイ先など受け入れ態勢を整え、日仏両国間における柔道交流の懸け橋となる活動を実践している。今年も現地での受け入れを調整し、ゼミにおける活動の一環として2年振り5回目の海外での武道実践研修を実施することができた。

レベック氏は柔道実技のみならず、2014年7月に堪能な日本語を駆使して鹿児島県鹿屋市武道館において市民、肝属地区柔道会に所属する幼稚園児から中高齢者まで100人を超える柔道関係者等を対象に「フランスの文化と柔道クラブ」のテーマで講演会を開催、さらに2015年7月にも本学大学院生を対象に「フランスと日本の武道文化比較」をテーマに特別講義を開講した経歴を持っている。

表1に示す通り、10年来に渡って継続している



図1 フランスと日本の柔道登録者数比較

交流から本学と Bouches-du-Rhône 県柔道会との関係性は深く、指導法の討論、素朴な質問等に関しても率直で活発な意見交換が可能になった。また一般的には非公開と思われるクラブ運営の財政面に関する資料や現地で視察しなければ容易には理解できないだろうと思われる情報等も教示され、研究活動を推進する上で大変貴重な存在であり、本学の中期計画に沿った「グローバル化に向けた教育研究」を発展させることから良好な関係性を持続することが重要であると認識している。

表1 本学を拠点とした Michel 主催による柔道交流訪日参加者数の変遷

年月	訪日者数 (Michel を含む) (人)
2006,5	1
2007,4	1
2009,7	22
2012,7	11
2013,7	2
2014,7	11
2015,7	1
2016,7	4

### Ⅲ. 研究方法

#### 1. 調査期間

2014年10月26日～11月2日

#### 2. 調査拠点とその対象者

調査拠点となる PACA 地域圏は総人口4,983,438人 (Insee, 2017年) を有し、Bouches-du-Rhône 県は2,006,069人 (Insee, 2017年) である。Bouches-du-Rhône 県は、フランス南西部に位置するマルセイユ市を県庁所在地とする地中海に面した港町である。

日本の比較対象を本土南西部にある九州地方及び鹿児島県とした。九州地方は女子柔道の魁として「福岡国際女子柔道選手権 (1983年から2006年まで)」(上村, 2012) や、柔道体重別日本一を決定する「全日本柔道選抜体重別選手権」、さらに日本最大級の団体戦「金鷲旗高校柔道大会」を開

催する (上村, 2010) など、柔道界を先導して来た歴史を有し柔道が盛んな地方として知られている。本学がある鹿児島県は九州地方に属し「武の国薩摩」「柔道鹿児島」と言われ、柔道史にその名を刻む選手を輩出した強豪として全国に名を馳せた県 (鹿児島県柔道史編集委員会, 2003; 北, 2007) であり、Bouches-du-Rhône 県とは人口数も類似し、地理的にも首都圏から遠隔地にある地方都市で太平洋と東シナ海に挟まれ海に面した港町でもあり、自然環境が似通っていることなどから比較対象とした。

8県から成る九州地方の総人口は14,524,614人 (ウィキペディアフリー百科事典, 2015年)、鹿児島県は人口1,648,177人 (鹿児島県国勢調査結果, 2015年) である。PACA と九州地方の人口差は大きいですが、主な調査拠点である Bouches-du-Rhône 県と鹿児島県の人口差に大差は見られない (図2-a, b)。

上述の理由他、調査対象地域は外国圏にも拘らず多くの柔道家が積極的な協力態勢を示し、聞き取り調査活動等に支障が無く調査拠点としての適合性が見られる。

聞き取り調査は Bouches-du-Rhône 県柔道連盟会長と1991年に柔道クラブを設立した経営者及びクラブのコーチを主な対象者とした (表2)。

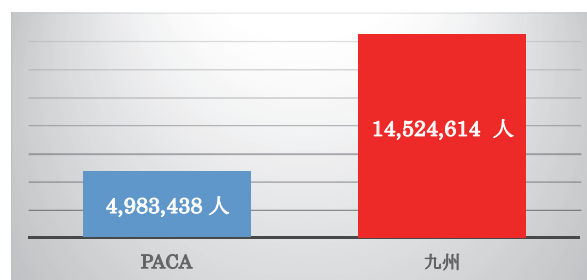


図2-a PACAと九州の総人口数比較

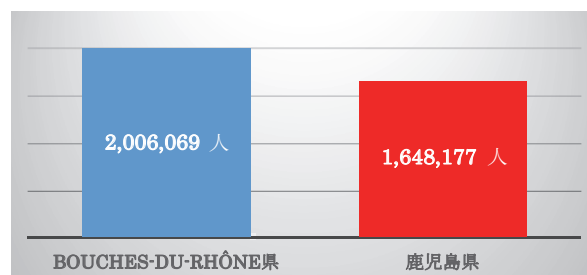


図2-b Bouches-du-Rhône 県と鹿児島県の人口数比較

表2 主な聞き取り調査対象者

氏名	(段位)	役職
Alain Julie	(6段)	President, COMITE DE JUDO BOUCHES DE RHONE
Erick Torrente	(4段)	President, MASSILIA JUDO Club
Jean-Michel Lévêque	(3段)	Coach, MASSILIA JUDO Club

### 3. 調査方法および調査内容

筆者と同行した体育学部武道専攻の男子大学生1人が現地に出向き、柔道指導者へのインタビュー及び柔道実技を視察した。質問に対する回答はその場でノートに記録し、実技指導は許可を得てビデオ撮影した（SONY, HDR-GW77）。主な調査場所は表に示しているが（表3）、マルセイユ南部郊外のホテルや対象者自宅においても聞き取り調査を行った。

提供された資料の翻訳・通訳は、2003年に渡仏後、仏語通訳者として活動している方に依頼した。インタビュー時間は1日約180分で5日間に渡って実施した。専門的な領域に関しては、2002年から1年間、大阪外国語大学留学経験を有する聞き取り調査対象者である、レベック氏（エクス＝マルセイユ大学卒業・日本語学科専攻）によっても翻訳・通訳された。（表3）（図3）

表3 主な調査場所

1	Dojo régional de Bougainville
2	Gymnase Saint-Jérôme 柔道場
3	Bouches-du-Rhône COMITÉ 13 柔道連盟本部
4	École Centrale de Marseille 柔道場



図3 Bouches-du-Rhône 県 柔道連盟本部事務室にて会長からの聞き取り調査

なお、調査内容は「柔道登録状況」、「柔道活動環境・施設」、「特色あるプロジェクトの存在」とした。また、現地で実践されている柔道授業についてフィールドワークおよび聞き取り調査を行い、提供された資料から登録者数の実態、出色した施設や独自のプロジェクトについて調査した。

### IV. 結果

#### 1. PACA 及び Bouches-du-Rhône 県と九州地方・鹿児島県との柔道登録人口の比較

PACA には699団体の柔道クラブが存在し、32,768人が登録していた。200人以上が登録しているクラブが22団体あり、最大クラブは725人が登録、300人以上が登録するクラブが8団体であった（表4）。全クラブの平均登録者数は約47人であった（FFJDA, 2017年）。

九州地方には1,279団体が加盟し、登録者数の合計は22,668人<sup>注2)</sup>であった。九州地方は団体数においてはPACAの約1.8倍を有しているが、登録人口はPACAの約69%であった。九州地方の団体平均登録者数は約18人<sup>注3)</sup>で、PACAの38%と半数にも及ばなかった。（図4-a, b, c）

表4 PACA において300名以上が登録している柔道クラブ

クラブ名	在籍者数（人）
CANNESJUDO	725
STADELAURENTIN	541
JUDOCLUBDANTIBEES	376
MOUGINS	346
MASSILIAJUDOCLUB	345
FUJIJUDOKWAI	331
KODOKANCIOTADEN	318
A.S.P.T.T.GAP	316

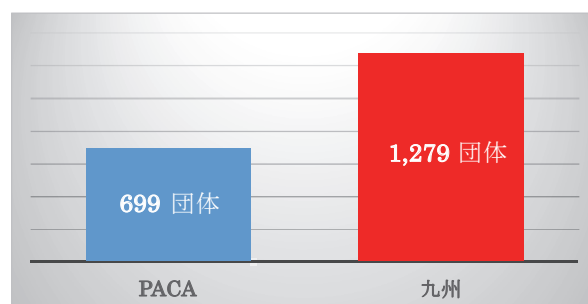


図4-a PACA と九州の柔道クラブ数比較

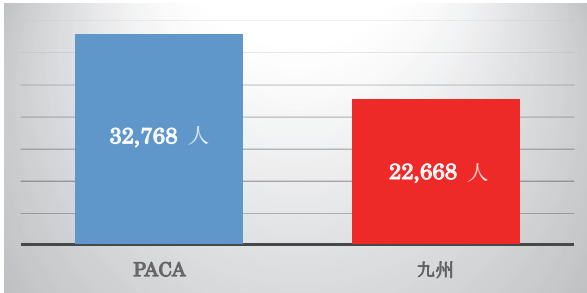


図4-b PACA と九州の柔道登録者数比較

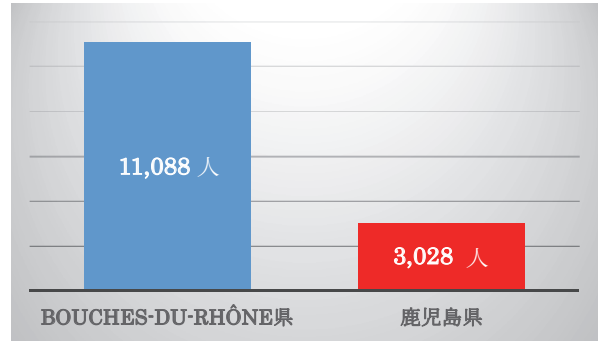


図5-b Bouches-du-Rhône 県と鹿児島県の柔道登録者数比較

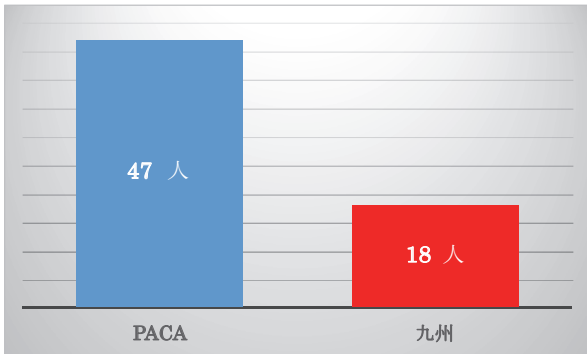


図4-c PACA と九州の柔道クラブ平均登録者数比較

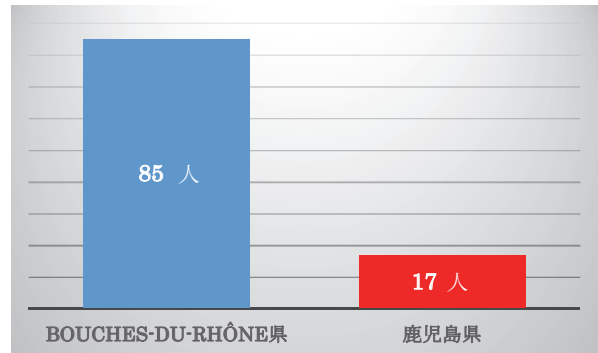


図5-c Bouches-du-Rhône 県と鹿児島県の柔道クラブ平均登録者数比較

Bouches-du-Rhône 県には131団体のクラブがあり、11,088人が登録していた。200人以上が登録するクラブは5団体、最大クラブは366人が登録し、100人以上が登録するクラブは42団体あり (FFJDA, 上掲資料), 平均登録者数は約85人であった。

鹿児島県には175団体があり、Bouches-du-Rhône 県を44団体に上回っているが、登録者数は3,028人で対象県の約27%に過ぎなかった。団体平均登録者数は、約17人<sup>注4)</sup>で Bouches-du-Rhône 県の20%と普及率の低さが明示された (図5-a,b,c)。

なお、フランスの団体は FFJDA に登録しているクラブであり、日本の団体は公益財団法人 全

日本柔道連盟に登録している、一般 (道場・警察)・大学・高校・中学・少年団から構成されているものを総計した。

## 2. PACA 柔道の拠点となる Bougainville 柔道場

PACA の柔道活動拠点になっているのはマルセイユ市北方郊外に位置する Dojo Régional Bougainville 柔道場であった。この道場は、1991年にマルセイユ市が約1,500,000€を投資して建設した柔道専用の建物 (1,200㎡) で、県内及び PACA の地域圏柔道連盟主催の大会、合同練習会や講習会等に使用されていた。

柔道場は、車道を挟んだ地下鉄 (Métro M2) の終着駅・Bougainville の真正面に建てられた3階建ての柔道専用の道場であった。車道を隔てた地下鉄駅2階のプラットフォームと道場2階入り口が空中通路で直結されていて、道路を横断することなく、直接入退場できる利便性の良い構造になっていた。さらに路線バス停留所が道場1階入り口前横に隣接されていて、交通アクセスの良さが窺えた。

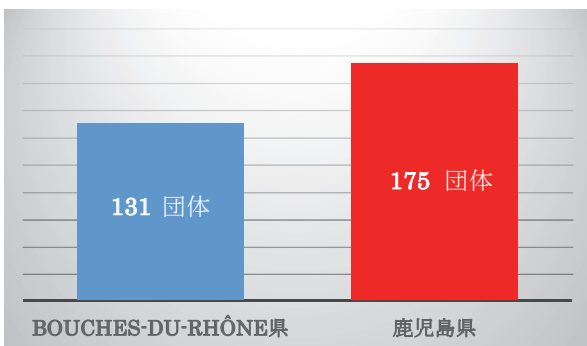


図5-a Bouches-du-Rhône 県と鹿児島県の柔道クラブ数比較

道場1階部分の空き地と横に隣接する広い敷地は駐車場（200台収容）として整備され、正面玄関外壁は透明の縦ガラス張りで覆われた円柱形の洒落た建物になっていた。螺旋階段を上った2階の道場は6試合場が常設され、畳の色も鮮やかでカラフルなデザインで構成、試合畳間のスペースも十分保たれ、畳の弾性も適切で安全性への配慮が見られた。同フロアーには会議室、指導者室、男女別更衣室、シャワー室が完備されミーティングルーム、調理室やカウンターテーブルを備えた交流スペースも設けられるなど、利用者側の立場を考えた構造になっていた。コミュニケーションエリアが設置され、技術向上を図りながらも、稽古後の交流を意識した構造が特徴的であった。3階には400席の観覧席が備えられ、交通アクセス、機能性、安全性の確保、交流スペース、外観イメージ等への配慮がなされ幅広い柔道観が凝縮された秀逸な柔道場であった。

当地に柔道場が建設された背景には、この一帯はアフリカ系移民が多く住むHLM（適正家賃住宅、Habitation à Loyer Modéré）と呼ばれる中・低所得者向けの公的集合住宅が密集している地域で地価が安いこと等の説明があった。また、2006年に生活環境が荒廃した郊外地区の環境改善を目的としたフランスの国家政策「CUSS（社会結束都市契約、Contrats Urbains de Cohésion Sociale）」が策定され、移民の子弟に柔道に触れる機会を増やすことによって柔道を通じた人間教育を図り、良



図6-a Bougainville 柔道場外観



図6-b Bougainville 柔道場正面にある地下鉄駅



図6-c Bougainville 柔道場内

き市民を育成するプロジェクトの一環として（曾我部，2017）、道場が建設された経緯が解説された。（図6-a,b,c）

### 3. シティズンシップ教育の学校柔道（Judo Ecole de la Citoyenneté）

#### (1) 導入目的と現状

フランスでは上述の通り国家政策「CUSS」が策定され、これを受け2008年にフランスの文部省に当たる「Ministère de l'Education nationale」とFFJDA、政府初等教育機関が連携し「シティズンシップ教育の学校柔道（Judo Ecole de la Citoyenneté）、以下、学校柔道」が採択され、「小学校選択授業」として柔道導入が認可された（FFJDA, 2016）。

「学校柔道」が認められたことから、2010年Bouches-du-Rhône 県柔道連盟とマルセイユ市は合

同連携事業として「学校柔道」を取り入れた。

マルセイユ市では移民が多く住んでいる地域にあり、近隣に指導者、クラブがある小学校を対象にこのプロジェクトを導入、現在6校で採用され、12人の国家指導者資格を取得している柔道指導者によって実施されていた。授業は技術以上に良きフランス市民の育成を目的に、他者への尊敬心、思いやり、規律保持、健康・衛生の知識、さらに礼節の重要性を教える内容が包摂されていた。

## (2) 授業

### 1) 概要

聞き取り調査対象者であるエリック・トロント氏は、現在2校の小学校を担当しているが、本稿では École primaire de Saint Jérôme での授業を視察した（他1校は École primaire de La Visition, 同様に多くの移民が在籍している小学校）。国家指導者資格取得を目指している柔道初段の女子学生が、補助員としてサポートしていた。

École primaire de Saint Jérôme では、1年から5年生までを指導、各学年は2クラスで編成されていた。開講期間は9月から翌年の6月まで、1クラス（約25人）につき15回の授業（1授業時間60分）を行っていた。受講児童数は全体では250人であった。この授業で柔道に興味を持つ児童が多く、授業終了後に約10%弱の児童がクラブに入門してくると、影響力の大きさを明言した。

授業内容は柔道を楽しむことが初期の目的で、「レイ」「セイザ」「ハジメ」「マテ」など日本語を用いて授業を行い、柔道場での履物を揃える、裸足で畳に上がること、手足を清潔にすること、相手に傷つけないように爪を短くすることなど柔道特性を活かして、衛生面にも視点を置いた説明がなされていた。終了後は教室にて担任教師から日本の文化や歴史、簡単な日本語について学習すると説明された。

### 2) 授業実施日時・場所等

- ① 日時 10月26日14:30～15:30
- ② 場所 École primaire de Saint Jérôme
- ③ 指導者 Erick Torrente  
補助員 Mégane Rabellino
- ④ 受講した児童 19人  
(6歳～7歳 女児8人)

### 3) 授業実施内容

- ① 柔道衣（上衣のみ）をTシャツの上から着装
- ② 円陣を作り正座・座礼の説明、日本語で「セイザ」「レイ」の後、「モンドウ（問答、道徳心を高める講話）」
- ③ 「ハジメ」の号令で道場内を自由に走らせ、「マテ」の号令と同時にその場に停止させ、「うつ伏せ」「仰向け」「長座」等直前に指示した体勢になる
- ④ 長座姿勢から背中合わせになり押し合う
- ⑤ 膝付姿勢から相手の柔道衣を握り押し合う
- ⑥ 帯の後ろに細紐を付け、自由に走り回りながら相手の細紐を取り合う
- ⑦ 四つん這いになった鬼一人が、走って逃げる人にタッチする。タッチされた人は鬼となり四つん這いになり、立っている人にタッチする（鬼ごっこ）
- ⑧ ボール（ハンドボール程度のサイズ）を胸に抱いて四つん這いになる。その相手のボールを奪取するために相手を仰向けにさせる（「固技」への導入）
- ⑨ 四つん這いの姿勢になっている相手を仰向けにさせる（「抑込技」の状態を作る）。基本的な返し方を示範する（「固技」への導入）
- ⑩ 立位姿勢から相手の柔道衣を握り組み合ってから2畳間で押し、引き出し場外に出す
- ⑪ 立位姿勢から相手の柔道衣を握り組み合ってから押し引き、相手の力を利用し、体捌き、捻りを用いて倒す（「立技」への導入）
- ⑫ 畳の上で仰向けになり呼吸を整えさせる
- ⑬ 立位姿勢からバランスボールを強く抱き、片



方の手を前方に伸ばし、顔面片側をボールに密着させ頭部・身体を斜めに構え、ボールと一体となり前方に回転する（「受身」への導入）

- ⑭ 畳の上で仰向けになり呼吸を整えさせる。その間に体捌きやルールを守ることを伝える
- ⑮ 円陣を作りその場に正座。モンドウ（「問答」）後に全員で座礼して終了
- ⑯ 柔道衣を全員で片付け、ご褒美のおやつを受け取り解散（図7-a,b,c,d,e,f,g）



図7-d ボールを使って固技の稽古



図7-a 柔道衣に着替える児童



図7-e バランスボールを用いて受身練習



図7-b 座礼をする児童



図7-f 稽古後におやつを受け取る児童



図7-c 正座をして講話を聴く児童（問答・モンドウ）



図7-g 柔道場を降りる児童

## V. 考察

### (1) 登録者数

本調査では、フランス南部の地域圏 PACA とその中心県である Bouches-du-Rhône 県を対象に、九州地方及び鹿児島県の柔道登録人口等に関して比較した。

PACA は九州地方の1.4倍の32,768人が登録されている。また、県別の比較では Bouches-du-Rhône 県は鹿児島県の約3.7倍の11,088人が登録され、フランス地方の普及率の高さが示される。

クラブの平均登録者数において、Bouches-du-Rhône 県は85人であるのに対して、鹿児島県は17人である。団体数は九州地方・鹿児島県が多く存在する一方、平均登録者数は PACA と Bouches-du-Rhône 県が圧倒的に多い。その理由の要因は、フランスでは学校の課外活動・部活動が存在しないことが挙げられる。日本の学校制度に見られる運動部が存在しないことから（溝口, 2014）、柔道の活動を志願する者は近隣の柔道クラブに入門せざるを得ないので自ずと登録者数が多くなっていると考えられる。

さらにフランスのスポーツ指導者はボランティアではなく、国家資格を取得して、スポーツ活動によって生計を営むプロフッショナル指導者によって指導されている（松原, 2006）。フランスでは1955年に柔道の職業資格をスポーツ国家法によって定め、国家資格として指導者資格制度を創設した。柔道指導者は資格所持義務が課せられ、違反者に対しては1年の懲役と15,000€の罰金刑に処すると定められている。

2008年には、ディプロムデタと呼ばれる6段階（DES JEPS, DE JEPS 等）で構成された新規資格制度を導入し、より精査された指導者養成のための方策を打ち立てた（濱田ら, 2015）。そのため地域にクラブが乱立、過剰になると経営難に陥る危険性が高まるが、登録者が増加すれば経営の安定化が図れることから、クラブ数は少なく登録者数が多くなっていることが推測される。

Bouches-du-Rhône 県の最大登録者数を有す

る Massilia Judo Club は366人が登録しているが、2017年2月に行った鹿児島県柔道会からの聞き取り調査によれば、鹿児島県内最大の団体は、名瀬柔道スポーツ少年団の41人と差異が見られる。しかしながらパリ近郊の Ile-de-France 地域圏の最大クラブである KODOKAN CLUB COURBEVOIE の1,412人（FFJDA, 2017）と比較すると、Massilia Judo Club はフランス国内においては決して大規模ではなく中規模程度のクラブとして位置付けられ、フランス柔道クラブの繁栄振りが窺える。

日仏両国間には学校制度や指導者資格制度に厳然たる違いがあり、団体・クラブ数、登録者数に大きく反映されていることが示唆される。日本柔道界にあっても登録者数拡大に向けて様々な方策を講じているが、指導者資格制度や指導方法など内容の精査も含めた再検討が求められる。

### (2) 施設

Bouches-du-Rhône 県にある公的柔道場 Bougainville 柔道場はアクセス環境が整っている。途中路には治安上の問題点があるが、道場に隣接して公共交通機関の地下鉄、バス停が併設されていることから自宅からの移動が簡便で安価であり、さらに降雨の際でも濡れることなく柔道場に通える利便性の高さが柔道普及に影響しているのではないかと推測する。

安全性への高い意識も見られる一方で、交流、飲食スペースが設置されていることから、稽古後の精神的なリラックス空間として柔道愛好者同士の安らぎの場となり、ストレスを発散させ心身のリフレッシュ効果をもたらしている。この工夫された施設の存在が、柔道人口拡大に及ぼす影響も大きい。日本の地方にある武道館においては、館内での飲食を禁止している事例が見られるが、上述の理由から一考を要する。今後、日本の地方における武道館建設や施設充実を図るためのモデルケースと成り得る存在である。

武道館や柔道場の建立を計画する上で、交通アクセスの整備、コミュニケーションの場を備えた

施設が柔道普及に欠かせない要件になると考える。諸外国では日本に劣らない環境の中で設立されている柔道場が存在していることに鑑み、新規柔道場・武道館建設に当たっては、国内にある既存の建物の中に捉われることなく、広く海外の情報をも入手、視察するなど幅広く国際的なコンセプトを含めた建設計画を考えることも必要ではないだろうか。

### (3) 特徴的プロジェクト

「日本には見られないプロジェクトはあるか」との質問に対して、即座に「学校柔道」があると回答した。日本の文部科学省は2008年3月に学習指導要領の改訂を行い、2012年4月から中学校保健体育実技において武道必修化が全面実施され、柔道、剣道、相撲等が取り扱われている（文部科学省、2008）。フランスでは初等教育機関において選択制で柔道を開講することが可能であり、登録人口拡大に貢献していると回答した。事実、フランス登録人口の80%が14歳以下の子供で構成されていることから（山口、2013）、低年齢児に柔道に触れる体験によって、自然と興味関心が高まり普及と強化に繋がっていると考える。

「学校柔道」が導入されて6年を経過したが、当初から指導に携わっているトロント氏のMassilia Judo Clubの登録者数は年々増加し、2013年は234人だったが、2016年には366人と約56%増加、Bouches-du-Rhône県最大のクラブとなった（FFJDA, 2017）。このことは、「学校柔道」プロジェクトが登録人口拡大への強い影響力を孕んでいることを示唆している。

フランス柔道の人気理由について質問すると、3人の指導者から異口同音に返ってくる答えは「柔道の教育的効果」を挙げた。教育的指導に関するFFJDAの道徳規範(Le code moral du judo)は、日本人の美德とする新渡戸稲造著『武士道』から引用した「礼儀(Politesse)」「勇気(Courage)」「友情(Amitié)」「克己(Contrôle de soi)」「誠実(Sincérité)」「謙虚(Modestie)」「名誉(Honneur)」

「尊敬(Respect)」の「八徳目」(濱田、2010；溝口2015)が支柱になっていることは、驚嘆に値する事実であった。

柔道のモラルと価値が、学校のルールと合致するとも回答した。特に柔道を学ぶことで礼儀正しくなる、我慢強くなるなどを挙げた。また柔道の有効性として、相手と立ち向かう勇気が湧いてくる。柔道固有の特性として、攻撃と防御を学び、護身術としての効果がある。積極性やルールを守ることの大切さを学び、他の授業にも役立ち、集中力を養うことができるなどを挙げた。柔道固有の特性を理解し、指導に活用していることが窺われた。

柔道創設者・嘉納治五郎が説く「柔道は武術による心身教育文化である」という理念を活かした指導方法が適用されていて、嘉納思想の普遍性が示唆された（寒川、2014）。柔道の原点である教育思想への回帰が、柔道普及拡大のキーワードであると考えられる。

授業視察の所感としては、遊びを中心に据え、楽しく生き生きと活動させる展開が巧みで、児童自らが積極的に授業に参加している光景が観察された。小型のボールを使って「抑込技」へ移行する方法やバランスボールを用いての「受身」への導入など、興味を持たせ工夫された授業は、斬新で特徴ある指導法である。運動量も適正で、やや激しい運動の後には畳に仰向けに寝かせ呼吸を整えさせ休憩する「間」も程良いタイミングで取られていた。「動から静」「静から動」の移行、規律を乱しかけるとやや強い口調で注意するなど毅然とした態度で臨む姿勢も見え、硬軟織り交ぜた指導が観察された。

受講児童は低学年にも拘らず指導者の説明中に私語をする者は無く、目を見て話を聞く態度を備え、整然とした授業が展開され随所に模範的指導が見られた。

指導テキストには、「Ippon」「Tokéta」「Uke」「Tori」「Rei」「Dojo」「Tatami」「Sensei」等の日本語の柔道専門用語の簡単な解説文が記載されている

た (FFJDA, 2011)。これらの文言や柔道衣 (キモノと発音) を着させることから日本の文物や歴史に触れ、柔道特性を活かして文化、衛生、規律、礼儀の大切さを伝え、異文化教育に触れる内容が包摂されていた。このプロジェクトは異文化理解を育む、グローバル人材育成のカリキュラムにも繋がっている。

日本の中学校での武道必修化の充実化を図るのであれば、フランスで実践されている小学校での柔道導入の意義は重要であるとの認識から、小学校時の体育分野に柔道を取り入れることを提案する。小学校から中学校と一貫した連続性、発展性が期待でき体系的に武道を学習することができるようになる。例えば、小学校高学年を対象にマット上で「柔道転がり」と称して「受身」などを取り入れ、武道の良さ、楽しさに触れさせるなど遊び的な要素を取り入れ、初歩的な技能を習得することにより、中学校において円滑に柔道、武道を受け入れることが可能となる。

さらに学校内外で生じる転倒時の予防や受傷事故から身を守る安全教育への効果も期待できる授業に繋がると考える。克服しなければならない難題も多々あることは認識しているが、小学校での柔道、武道を体験させる授業の導入は、中学校武道必修化の一層の充実を図る観点から有効なカリキュラムであると捉えている。

## VI. 課題と結語

南フランス地方における今後の課題について質問した。対象者からの回答を以下に抜粋したが、PACA 柔道界が抱える地方での課題は、同時にフランス全体の課題でもあると口述した。

対象者らは、国家資格を取得した後、指導者が柔道に関する技術や歴史に関して勉強をしなくなり、向上心に欠けていることが問題だと指摘した。フランスの指導者はプロなのだから、全ての人を対象に指導することができなければならないが、実際はそうではない。特にハンディキャップの人たちへの指導が十分ではないと指摘した。日

本でも同様の課題が見受けられ、障害者への特別な指導方法やセミナーの開講は見られない。また、フランスでは柔道は人気があるから入門者は集まるが、教えることよりもビジネスを優先する指導者が見受けられることも課題として捉えていた。日本の柔道指導者は概ね無償で指導しているケースが多く (松原, 2013)、同様な問題は起こらないと考えるが、有償故の課題が見えてくる。

さらに、「講道館柔道の形」を勉強しない指導者が増えてきていることも指摘した。「柔道の形」の勉強不足は我が国にも見られ、共通した課題と言えよう。フランス指導者の「形」に対する意識の高さが察知され、「形」の重要性、伝承の必要性を再認識させられた。

学校柔道の課題は自治体毎の方針が異なり、実施率の掌握が困難であること、施設・用具の確保、畳の上げ下ろしに要する労力と時間、予算の継続的確保の不安等が懸案事項として挙げられた。制度が設立されて歴史が浅く認知度が低いこと、選択制であることから将来への不安定要素が内在していることが観取された。

対象者の聞き取り調査から上述の課題が浮き彫りになったが、本稿で著した柔道に関する登録実態、柔道場の在り方、小学校柔道の導入は我が国の地方柔道界の普及発展方法を講じる際には、斬新で示唆に富んだ貴重な資料になると捉えている。

今後もこの地域を対象にした研究を継続し、広く社会に発信していかなければならないと考えている。

## 引用参考文献

- ・武道学研究 (2013) 日本武道学会創立45周年記念大会 柔道専門分科会企画シンポジウム 子供 (小学生) の柔道指導について, 日本武道学会, 45, 3: 258-263.
- ・FFJDA (2011) Projet Cadre Judo-Ecole-Citoyenneté élaboré par la Commission Mixte Départementale 13 Judo, Novembre, 17, (2016, 12, 7, 参照).

- ・ FFJDA (2015) <http://www.ffjudo.com/la-federation-en-chiffres>, (2016,11,1参照).
- ・ FFJDA (2016) <http://www.ffjudo.com/la-federation-en-chiffres>, (2016,12,10, 参照).
- ・ FFJDA (2017) <http://www.ffjudo.com/la-federation-en-chiffres>, (2016,12,15, 参照).
- ・ FFJDA (2017) <http://www.ffjudo.com/la-federation-en-chiffres>, (2016,12,22, 参照).
- ・ 濱田初幸 (2006) 柔道大国・フランスの実態を探る, 鹿屋体育大学紀要: 34, 50.
- ・ 濱田初幸 (2010) フランス柔道と武道理念の関連する研究, 修養的教養に主眼を置いた学士課程教育の再構築 - 武道教育における礼法指導を中心に -, 鹿屋体育大学: 174-175.
- ・ 濱田初幸・Yves CADOT (2015) フランスの柔道指導者資格制度を考える, 武道学研究, 48, 2: 90-91.
- ・ 橋本敏明 (2007) 講演会「フランス柔道発展の秘訣」, 柔道, 講道館, 78, 11: 96-97.
- ・ 平沢信康・中村勇 (2008) 平成19年度重点プロジェクト事業 (海外派遣研究員等旅費) 報告 ミッシェル・ブルース教授招聘プログラム報告, 鹿屋体育大学紀要, 37: 49-56.
- ・ Institut national de la statistique et des études économiques (2017) <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2525762?sommaire=2525768>, (2017,4,16, 参照).
- ・ Institut national de la statistique et des études économiques (2017) <https://www.insee.fr/fr/statistiques/2525752?sommaire=2525768&q=Region+Paca>, (2017,4,16, 参照).
- ・ 石井孝法 (2016) データで読む2106年リオ・オリンピック, 近代柔道, ベースボールマガジン社, 38, 10: 35.
- ・ 鹿児島県柔道史編集委員会 (2003) 鹿児島県柔道史, 有限会社評価問題研究所: 鹿児島, p.319.
- ・ 鹿児島県 (2015) 27年度国勢調査結果2015年度, <http://www.pref.kagoshima.jp/ac09/tokei/bunya/kokutyoh27kokutyoh27jinnkoutoukihonnshyuukein>, (2017,2,20, 参照).
- ・ 柏崎克彦 (2010) 柔道の歴史とその精神, 武道論集 I - 武道の歴史とその精神 (増補版), 国際武道大学 武道・スポーツ研究所: 千葉, p.144.
- ・ 北哲郎 (2007) 年頭の所感, 鹿児島県柔道会だより, 財団法人鹿児島県柔道会, 6: 1.
- ・ 木内義雄 (2016) 柔道, 講道館, 87, 12: 3.
- ・ 松原隆一郎 (2013) 武道は教育でありうるか, 株式会社イースト・プレス: 東京, p. 088.
- ・ 溝口紀子・光本健次・田辺陽子 (2005) フランスにおけるスポーツクラブの変遷について, 静岡文化芸術大学研究紀要, 6: 77-82.
- ・ 溝口紀子 (2014) 特集●スポーツと文化 日本のスポーツと文化の歴史と背景, 三田評論, 慶應義塾, 1177: 20.
- ・ 溝口紀子 (2015) 日本とフランスの JUDO, 株式会社高文研: 東京, pp.151-152.
- ・ 溝口紀子 (2015) オリンピックが生み出す愛国心 スポーツ・ナショナリズムの視点, かもがわ出版: 京都, p.161.
- ・ 文部科学省 (2008) 中学校学習指導要領解説 保健体育編, 東山書房: 東京, p.23.
- ・ 宗岡正二 (2014) 月間 武道, 公益財団法人日本武道館, 566: 144-145.
- ・ 永廣信治 (2016) 柔道, 講道館, 87, 10: 1.
- ・ 中島祥雄 (2012) 柔道, 講道館, 83, 4: 1-3.
- ・ 齋藤健司 (2007) フランス基本法の形成 [上巻], 株式会社成文堂: 東京, pp. 226-228.
- ・ 坂上康博 (2010) 海を渡った柔術と柔道 日本武道のダイナミズム, 株式会社青弓社: 東京, p. 135.
- ・ 曾我部晋哉 (2017) 海外の「JUDO」ホントのところ, まいんど, 公益財団法人全日本柔道連盟 10: 20.
- ・ 寒川恒夫 (2014) 日本武道と東洋思想, 株式会社平凡社: 東京, p. 290.
- ・ 上村春樹 (2010) 柔道年鑑平成22年度, 財団法人全日本柔道連盟: 44.
- ・ 上村春樹 (2012) 講道館百三十年沿革史, 講

道館, 株式会社エスアイエス:宮崎, pp. 473-481.

- ・ ウィキペディアフリー百科事典 (2016) <https://ja.wikipedia.org/wiki/九州>, (2017,2,20,参照).
- ・ 山崎俊輔・猪熊真・山本三郎・岡田修一 (1984) フランスと日本における柔道実態調査, 武道学研究, 16, 1: 165-166.
- ・ 山口香 (2013) 日本柔道の論点, 株式会社イースト・プレス:東京, pp.187-188.
- ・ 吉田郁子 (2004) 世界にかけた七色の帯, 株式会社駿河台出版社:東京, p.7.

#### 付記

注1) 注2) 注3) 注4) : 日本関連の登録者数は, 公益財団法人 全日本柔道連盟より入手した資料, 「平成27年度全日本柔道連盟区分別会員登録者数」より筆者が算出した。